

認知症施策推進計画 の策定について

福祉保健部高齢福祉担当

1 背景・経過

- ☆ 令和6年1月「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」
(以下「**認知症基本法**」) 施行

国 → 「**認知症施策推進基本計画**」の『**策定義務**』
都道府県・市区町村 → 国の基本計画をベースに「**認知症施策推進計画**」
の『**策定努力義務**』

※ 都道府県・市区町村が計画策定の場合

- ① 5年ごとの見直し
- ② 当事者・家族などの意見を聴く
- ③ 介護保険事業計画等との調和

【国】 令和6年12月 「**認知症施策推進基本計画**」を閣議決定

【都】 令和7年 3月 「**東京都認知症施策推進計画**」を策定

2 認知症に係る基本施策

認知症施策の方向性は一致

認知症基本法	小金井市介護保険・高齢者保健福祉 総合事業計画
基本施策（自治体の実施責務） ①認知症の理解増進 ②認知症の相談体制整備 ③認知症の方の社会参加機会の確保 ④認知症の予防 ⑤保健医療・福祉サービスの提供体制整備 ⑥意思決定の支援と権利保護 ⑦認知症の研究等推進 ⑧認知症の人のバリアフリー化推進	基本施策『認知症施策の更なる推進』 ①認知症の理解促進 ②認知症の相談・支援体制の充実 ③認知症の早期診断・対応 ④認知症連携会議の継続 ⑤チームオレンジ整備 ⑥地域の居場所づくり ⑦やすらぎ支援の充実 ⑧徘徊高齢者事業の継続 ⑨介護者の負担軽減

3 認知症施策推進委員会での協議事項

- ☆ 認知症施策を協議する**小金井市認知症施策事業推進委員会**で
「認知症施策推進計画」について協議（令和7年3月）

協議事項	認知症施策事業推進委員会での意見
市町村における認知症施策推進計画の策定は、努力義務となっているが、小金井市として計画を策定すべきか。	認知症施策推進計画を策定すべき ※ 市の認知症施策に対する理念や事業の明確化
策定すべきとした場合、単独で「認知症施策推進計画」を策定するのか、既存の行政計画と一体的に策定するのか。	介護保険事業計画と一体的に策定すべき ※ 介護保険事業計画と認知症施策推進計画の方向性一致

4 「認知症施策推進計画」策定に対する市の考え方

**これまでの認知症施策との継続性や
他の高齢者施策との一体性を考慮**



**第10期介護保険事業計画と
認知症施策推進計画を「一体的に」策定**

※ 「認知症施策推進計画」の策定に当たっては、
国の基本計画と都の推進計画との整合に留意

5 今後のスケジュール

